# 「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び 「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」の開催について

令和 6 年 2 月 9 日 内閣府知的財産戦略推進事務局

## 1. 趣旨

- デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会の実現を目指し、ジャパンサーチを基軸としつつ、各アーカイブ機関等におけるデジタルアーカイブの拡充・利活用のより一層の促進及び、アーカイブ化された多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化の推進を目的とした情報共有・意見交換を行うため、デジタルアーカイブ戦略懇談会(以下、「懇談会」という。)を開催する。
- また、これらに係る具体の課題を検討するためデジタルアーカイブ推進に関する検討会 (以下、「検討会」という。)を開催する。

## 2. 構成

- 懇談会及び検討会は、次に掲げる者であって、デジタルアーカイブに関し識見を有する 者をもって構成する。
  - (1) デジタルアーカイブ関連分野の学識経験者
  - (2) アーカイブ機関の関係者
  - (3) 法律分野の有識者
  - (4) 民間事業者等の関係者
  - (5) 関係府省庁の職員
  - (6) その他

## 3. 任期

○ 本決定は、令和9(2027)年3月31日まで、効力を有する。以後については、必要に応じて見直しを行う。

## 4. 庶務

○ 懇談会及び検討会の庶務は、議事内容の調整、議事内容に係る調査や資料作成を含む懇談会及び検討会の企画等について、関係省庁の協力を得て、国立国会図書館と連携し、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

## 5. その他

- 懇談会及び検討会の議長又は座長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザー バー以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 懇談会及び検討会の議長又は座長は、必要があると認めるときは、タスクフォース、ワーキンググループその他専門の事項を調査する会合を開催することができる。
- 懇談会及び検討会の議長又は座長は、必要があると認めるときは、新規構成員の選任

を行うことができる。

- 懇談会及び検討会は原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴すること ができる。
- 懇談会及び検討会の会議資料及び議事録は、原則として会議開催後公開する。
- 懇談会及び検討会の議長又は座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるとき、その他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 前各項に掲げるもののほか、懇談会及び検討会の運営に関する事項、その他必要な事項は、懇談会及び検討会の議長又は座長が定める。